

【都城市建設工事指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱】逐条解説

平成28年4月

都 城 市

## 都城市建設工事指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱

### (目的)

第1条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第1項及び都城市財務規則（平成18年規則第65号）第156条の規定に基づき、市が発注する建設工事の指名競争入札参加者の指名基準について、必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

- 建設工事に係る指名競争入札の指名基準については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」の第7条第1項第3号に公表しなければならないものとして規定されています。本市においては、財務規則第156条において「別に定める」と規定され、「別の定め」として、「都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱」第8条に【指名競争入札における指名基準】として規定していました。しかし、基準というよりも指針に近い上に格付業種についての規定しかなく、これだけでは、「指名基準」といえるものではありませんでした。このため、建設工事における指名競争入札の透明性を高め、厳正かつ公平な執行を図ることを目的として、より具体的な基準を明記した本告示を制定することとしました。

また、公共工事は、税金を原資とすることから、受注者の決定等に至る行政内部の事務執行や指名基準を公表することで、市民に対する説明責任の履行を確保するとともに、不正行為の未然防止を図ることにもなります。

(指名業者の選定)

第2条 指名業者の選定に当たっては、特別な事情がある場合を除き、都城市建設工事等の競争入札に係る参加者資格等に関する要綱（平成23年度告示第311号）第5条第1項に規定する建設業者等有資格業者名簿に登載されている有資格業者を選定する。この場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める者を選定するものとする。

- (1) 格付業種 都城市建設業者工事施工能力審査要領（平成22年度告示第182号。）により、等級格付を行う業種については、次に掲げる場合を除き、別に公示する発注標準に定める予定価格に対応する等級（以下「該当等級」という。）に属する者
  - ア 本号イに規定する技術的難易度が高い工法等又は特殊な建設機械等を用いる工事
  - イ 過去の実績において指名業者の辞退数が多い工事と同様の工事に入札不調となるおそれがある工事
- (2) 施工能力を必要とする工事 技術的難易度が高い工法等又は特殊な建設機械等を用いる工事においては、当該工事の施工に際し、必要とされる技術又は建設機械等を有する者

○ 本条では、指名競争入札の指名の対象となり得る事業者を規定しています。

本市では、「都城市建設工事等の競争入札に係る参加資格等に関する要綱」で競争入札参加者の資格を定めており、審査の結果、入札参加資格を有すると認定された事業者が【建設業者等有資格業者名簿】に登載されています。このため、指名競争入札の業者選定に当たっては、この名簿に登載されている事業者の中から選定することとなります。

なお、対象者が多数いる中でどのような事業者を優先して選定するかについては、次条に規定されており、「市内業者の優先」等についても次条に規定されています。

また、名簿に登載されている事業者であっても指名停止期間中の事業者等は、指名を回避することとなりますが、選定の対象外となる事業者については、第4条に規定されています。

① 第1号関係

格付を行っている業種（土木・建築・電気・管・舗装・水道）については、発注金額に応じた等級（具体的な金額等は、発注標準を別に公示する。）に属する事業者を選定することとなります。

なお、特殊技術等を要する工事（鉄道近辺工事、下水道管更生工事等）で施工可能な事業者が限定される場合や入札不調を未然に防止するために等級をまたいで多数の

事業者を選定する場合がありますが、このような場合は例外とします。

## ② 第2号関係

本号に規定する特殊な工事等の指名業者を選定するに当たっては、施工能力を有する事業者を選定しなければ、適正な工事の施工を見込めないこともあります。このため、原則、当該工事に必要な技術や建設機械を有する事業者を選定の対象とします。

本号に規定する工事等の例としては、以下のような工事が想定されます。

- ・電気工事（発電所施設に係る工事）
- ・鋼構造工事（転倒ゲート設置工事）
- ・機械器具設置工事（ポンプ場工事）

(優先指名)

第3条 前条の規定に基づき指名業者を選定する場合において、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める者を優先して選定することができるものとする。

- 本条は、第2条に規定している指名競争入札の指名対象となる事業者の中から選定を行う際に、優先することができる事項を規定しています。なお、本条の規定を適用する際は、談合等のほう助とならないよう、指名業者が容易に推定されないようにすることが前提となります。

(1) 電子入札システムの利用 有効期間内の電子証明書（ICカード）を所持し、都市電子入札システムに利用者登録をしている者

- ◎ 本市は、市及び入札参加者の業務効率を大きく向上させるとともに、談合の未然防止につながるものとして、電子入札システムを導入しています。入札を執行する際に電子入札システムを利用していない事業者が参加していた場合、このメリットは大きく低下します。このため、電子入札システムを利用できる状態にある事業者（※システムの利用者登録をしてもICカードの有効期限を過ぎている場合は、利用できません。）を優先することとしたものです。

(2) 所在地区分 市内に主たる営業所を有する者。これに次いで市内に従たる営業所を有する者、県内に主たる営業所を有する者、県内に従たる営業所を有する者

- ◎ 「主たる営業所」とは、建設業の許可を有する本店又は本店ではないが、市が本店に準ずると認めた営業所をいいます。「本店に準ずると認めた営業所」とは、当該営業所が建設業許可を有しており、当該営業所の従業者数が当該法人の総従業者数の過半数以上である営業所をいいます。（※ 法人住民税申告書で確認します。）

「従たる営業所」とは、建設業の許可を有している営業所であって、「主たる営業所」以外の営業所をいいます。

(3) 施工地区区分 対象工事の施工場所の地区（この号において、地区とは、本庁管内及び各総合支所管内をいう。）に所在する者。この場合において、一の総合支所管内に業者がないとき、又は第5条に規定する指名業者数に満たないときは、当該総合支所を除く各総合支所管内の者

- ◎ 一の総合支所管内に事業者がないときなどに、他の総合支所管内の者を優先する理由については、本市が平成18年1月に1市4町の市町合併を行ったことによる経過措置の一環です。なお、本庁と総合支所の事業者間で指名回数の差が大きくなるような場合、本規定の適用については、状況に応じて判断するものとします。

(4) 市貢献事業者 前年度に対象工事と同業種の災害復旧工事を受注するなどして市に貢献があった者

- ◎ 災害復旧工事については、入札を執行しても辞退率が極めて高い現状がありますが、受注した事業者を優先することは、入札不調を未然に防止することにつながります。また、その他の「市に貢献があった」ことの判断については、都城市入札参加資格審査委員会において判断します。

(5) 選定回数 対象工事と同業種の入札において、対象年度の選定回数が少ない者

- ◎ 公平な入札を執行するためには、同一の業種（格付業種の場合は同一等級）における「入札参加機会」が可能な限り均等でなければならないため、選定回数が少ない事業者を優先することとしたものです。

(6) 経営事項審査の総合評定値 等級格付を行わない業種においては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査の総合評定値の高い者

◎ 「経営事項審査」の総合評定値は、業者の経営状況や経営規模等（経営規模、技術的能力等）を数値化したものです。この数値が高い事業者ほど施工能力や施工実績が多い可能性が高いため、この数値が高い者を優先します。

なお、等級格付を行う業種については、「経営事項審査の総合評定値」と「地域貢献度」等により算出される「都城市評価数値」の合計数値を用いているため、本号の規定は適用されません。

(7) 格付順位 該当等級内においては、等級格付の順位が上位の者。この場合において、該当等級内の者だけで第5条に規定する指名業者数に満たないときは、当該該当等級に属する者の次に直近上位の等級の者

◎ 同一等級であっても、上位の事業者と下位の事業者とでは、経営規模等に差があることも少なくないため、格付順位が上位の事業者を優先します。

また、指名業者が不足する場合に等級が上位の事業者を先に優先する理由は、等級が下位の事業者よりも工事の適正な施工の確保が見込めるためです。

(8) 地産地消の推奨 これまでに市が発注した工事において、工事材料を市内で調達している者及び下請工事を市内の業者に発注している者

◎ 地産地消については、都城市工事請負契約約款において受注者の努力規定として定めていますが、努力規定の域を出ません。このため、地産地消を行っている事業者を優先することで地産地消を推奨します。

現在、市産材の認定やどのような工事を地産地消の対象工事とするかについての調査及び検討を行っています。

なお、本規定については、「商取引の自由」を妨げるものではありません。

(指名業者の選定の制限)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、選定の対象としない。

○ 指名業者の選定に当たっては、第2条に規定する事業者の中から本条に規定する事項に該当する事業者を除いて選定します。

(1) 都城市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置に関する要綱（平成17年度告示第28号）第3条第1項の規定により入札参加資格停止中の者

◎ 指名停止期間中の事業者は、当然、選定の対象となりません。

(2) 建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を設置できない者

◎ 建設工事を受注するには、主任技術者（工事の金額等によっては監理技術者）を配置しなければなりません。このため、他の工事の施工中等で主任技術者等を設置できない事業者については、選定の対象となりません。

(3) 対象工事と同業種の契約を市と締結している者で、その履行が完了していないために、当該対象工事又は当該契約の履行に支障が生じるおそれがあると認められる者

◎ 建設工事を受注するためには、当該工事の主任技術者を設置するだけでなく、現場代理人や作業員の確保が必要となり、事業者の規模や技術者の雇用状況によって、受注できる工事の数が制限されます。

このため、当該発注案件又は当該契約案件の履行に支障が生じるおそれがあると認められる事業者は選定の対象となりません。

(4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

◎ 公的機関から税や年金等の滞納による債権の照会があった事業者で、当該滞納が解消される見込みのないなどして、経営状況が著しく不健全であると認められる事業者については、工事の適正な施工ができないおそれがあるため、選定の対象となりません。

(5) 賃金不払があり、当該状態が継続していることが確認された者

- ◎ 前号に規定する経営状況が著しく不健全である場合や経営状況が不健全でなくても、賃金不払等が問題になる事業所があります。これらの多くは、賃金不払残業（サービス残業）であり、賃金不払残業は、長時間労働や過重労働の温床ともなります。このため、賃金不払問題があり、これらが解消されない事業者については、選定の対象となりません。

(6) 対象工事と同業種の入札について、参加できない旨の届出のある者

- ◎ 入札に参加できない旨の届出のある事業者については、指名しても辞退して競争性が低下するだけなので選定の対象となりません。

(7) 同一の対象工事において、事業協同組合を選定した場合の当該組合の組合員

- ◎ 本号及び次号は、入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本的關係又は人的關係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加えることとしたものです。

なお、本規定については、国において、平成27年3月6日付け大臣官房地方課長から各地方整備局総務部長宛てに通知された「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」を参考としています。

(8) 同一の対象工事において、次に掲げる事項のいずれかに該当する2者以上の者のうちの1者を選定した場合の当該1者以外のもの

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ 一方の会社の代表権を有する者又は役員（持株会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役及び法人格のある各種組合の理事をいう。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下「役員等」という。）が他方の会社の役員等を現に兼ねている場合（一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

エ 一方の会社の役員等が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

オ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と夫婦関係にある場合

カ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一の住所地（同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。）に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある場合

◎ 前号と同様の理由により、入札参加を制限するものです。

(9) 対象工事と同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があり、選定しても辞退する可能性が高いと思われる者

◎ 同一年度かつ同業種の市の直近の入札において、連続で辞退があった事業者は、次の入札で選定しても辞退する可能性が高いため、競争性の低下につながらないように、指名を回避します。

(10) 前年度に対象工事と同業種の市との契約を完了した者で当該契約の工事成績評定（都城市工事成績評定要領（平成 18 年度告示第 275 号）に規定する工事成績評定をいう。）の結果が 65 点未満の者。この場合において、選定しない回数は、工事成績評定 65 点未満 1 件につき 1 回とする。

◎ 工事成績評定の高い工事は、質の高い工事が施工され、より良い公共財産が構築されたことを意味します。これに対して工事成績評定 65 点未満の工事については、当該工事の施工に問題等があったことを意味します。指名を回避することで、工事成績評定の結果の良かった事業者がより多く選定されることとなります。

また、工事成績評定が 65 点未満であると指名を回避されることが周知されることで、受注者が工事を施工する際により注意を払うことにもなります。

(指名業者数)

第5条 第2条第2号の規定により選定する指名業者の数は、別に公示するものとし、その他の工事の指名業者の数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額 1000 万円未満の工事 6 者以上
- (2) 設計金額 1000 万円以上 2000 万円未満の工事 8 者以上
- (3) 設計金額 2000 万円以上の工事 10 者以上

○ 「第2条第2号の規定により選定する」格付業種については、入札参加を希望する事業者の数によって各等級の定数を定めるため、年度や業種ごとに各等級の定数が異なってきます。このため、格付業種の指名業者選定数は、毎年度公表する発注標準の中において、その年度の状況に応じて定めることとします。

なお、「○者以上」としているのは、選定する最低限の数が「○者」であって、それ以上の数を選定することもあります。選定業者の数を固定することは、談合し易い環境の構築につながる可能性もありますが、「○者以上」のランダムな数字を選定すれば、それを防止することになります。また、「○者以上」として選定数を多くすることは、入札不調を減らすことにもつながります。